

NAMSUNG SHIPPING JAPAN, LTD.

TOKYO : KANDA TOKURIKI BLDG., 1F, 9-12, KAJICHO 2-CHOME, CHIYODA-KU, TOKYO, 101-0044, JAPAN
OSAKA : OSAKA-KENDAI BLDG., 9F, 3-15, NISHIHONMACHI 1-CHOME, NISHI-KU, OSAKA, 550-0005, JAPAN

2019年10月吉日

御客様各位

南星海運株式会社/東暎海運株式会社

日本総代理店：南星海運ジャパン株式会社

“LSS(Low Sulphur Surcharge)導入のお知らせ”

拝啓 貴社ますますご盛栄のことお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度 2020年1月1日より国際海事機関(the International Maritime Organization) の MARPOL 条約に基づき、船舶の硫黄酸化物(SOx)の排出量規制が施行されます。本規制により船舶燃料油の硫黄含有率の上限が現行の3.50%から0.50%へ引き下げられ、燃料油の品質向上化を求められることとなります。

弊社では新基準に適合した前述の低硫黄燃料へ切り替えることに伴いまして、2019年11月15日より新たに LSS (Low Sulphur Surcharge)を導入させて頂くことになりましたので、何卒ご賢察のうえ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・名称 : LSS (Low Sulphur Surcharge)
- ・適用開始日 : 2019年11月15日出港本船より2019年12月31日まで
※来年以降は別途御連絡をさせていただきます。
- ・支払地 : 海上運賃支払地
- ・適用料率 : Zone A – USD 45.00 per TEU
: Zone B – USD 75.00 per TEU
- ・リーファー貨物 : DRY の1.5倍の料率となります。(端数は全て繰り上げとなります)
- ・現在 LSS を適用している中国・香港については現行料率から以下への差し替えとなります
- ・韓国航路につきましては別途改めてご案内をさせていただきます
- ・O/T,F/R, TANK につきましては DRY と同じ料率となります。

※Zone :

POL/POD	JP	CN	TW	HK	PH	VN	TH
JP		A	A	A	B	B	B
CN	A		A	A	B	B	B
TW	A	A		A	B	B	B
HK	A	A	A		B	B	B
PH	B	B	B	B		A	A
VN	B	B	B	B	A		A
TH	B	B	B	B	A	A	

以上

ご不明な点は弊社までお問合せ頂けます様何卒宜しく御願い致します。

NAMSUNG SHIPPING CO.,LTD. / DONGYOUNG SHIPPING CO.,LTD.

日本総代理店：南星海運ジャパン株式会社 (NAMSUNG SHIPPING JAPAN, LTD.)